

地福第 2098 号  
令和 6 年 10 月 30 日

障害児通所支援事業所 管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長

「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」に関する協力について（依頼）

本県の地域福祉行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、県では、障害者や高齢者等、歩行困難者のために設けられた障害者等用駐車区画の適正利用を推進するため、本年 11 月から「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」を導入することとしました。

本制度は、障害者や高齢者等、歩行困難者に対してあらかじめ「利用証」を交付することで、当該区画を必要とする者を明確化し、利用しやすくするための制度です。

交付対象者は障害等級等に基づく交付基準（療育手帳の障害程度の欄がA2以上の者）により判定することが基本となりますが、交付基準に該当しない方であっても、個々の状況により区画の利用を必要とする場合も考えられるため、この場合は医師又は療育機関等から移動に配慮が必要である旨の意見書等を提出いただくことにより、利用証の交付を受けられる仕組みとしています。

つきましては、利用者から意見書の交付について希望があった場合は、作成の御検討をお願いいたします。

**【意見書に記載をお願いしたい事項】**

- ・歩行困難等の状況

例：多動又は行動の停止、叩く・蹴る・器物を壊す行為など、移動に介助者の注意等が必要である 等

※ 別添のとおり参考様式を作成いたしましたので、御活用ください。

○本制度の詳細は、県ホームページを御参照ください。

<URL>[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking\\_permit.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html)

問合せ先  
調整グループ 岩田、今井  
電話 045-210-4748（直通）